

県有林林産物売払実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県有林の林産物（立木竹、素材及び特用林産物等をいう。以下同じ。）の売払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(林産物の評価額)

第2条 林産物の評価額は、県有林収穫調査要領に基づいて実施した調査結果を活用し、立木評価算定基準に基づき立木評価を行い、その額を決定するものとする。ただし、売払対象が立木以外の林産物である場合は、この限りでない。

(売払方法)

第3条 林産物の売払方法は、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りのいずれかで行うものとする。この場合、前条の規定により評価した額が1千万円未満の物件については、指名競争入札により売払うことができるものとする。

(競争入札参加資格者の登録申請)

第4条 条件付き一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できる者は、「県有林特別会計に属する林産物の売払契約に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成13年宮城県告示第707号。以下「規程」という。）第2条の規定に定める参加資格を有する者とする。

2 前項の資格を満たし、競争入札、随意契約及びせり売りに係る入札又は見積合せ（以下「入札等」という。）に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、知事あてに提出するものとする。

- (1) 法人（協同組合を除く。）にあつては、登記事項証明書
- (2) 個人にあつては、身元証明及び営業証明又は個人事業税の納税証明書
- (3) 協同組合等にあつては、組合員の名簿
- (4) 国有林の入札参加資格を有している者は、その資格確認通知書の写し
- (5) 宮城県以外で木材・製材業登録等を行っている者は、その登録書等の写し
- (6) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しない旨の誓約書（様式第2号）

(競争入札参加資格者の審査・名簿登録等)

第5条 知事は、前条の規定により申請書の提出があつたときは、申請書の内容を審査した上で、適当と認めたときは、有資格者として宮城県県有林林産物売払競争入札参加資格者名簿（様式第3号）（以下「名簿」という。）に登載するものとする。

2 知事は、前項の規定により名簿に登載したときは、資格有効期間を3年間とする資格認定書（様式第4号）を申請者に交付するものとし、資格認定書の交付を受けた申請者は、有効期間内に住所等の変更があつたときは、競争入札参加資格審査内容変更届（様式第5号）を知事あてに提出するものとする。

3 知事は、前条の規定による申請のあつた申請書について、審査の結果、不適当と認めた場合は、不適当通知（様式第6号）によりその理由を付して申請者に通知するものと

する。

（入札等への参加申込み）

第6条 入札等に参加を希望する者は、前条第1項の名簿に記載されている有資格者であり、かつ、資格有効期間が入札等の実施日時時点で有効でなければならない。

2 入札等に参加を希望する者は、事前に開催される現地説明会に参加し、県有林林産物売払の概要について説明を受けなければ、入札等に参加することはできない。

（予定価格の決定）

第7条 入札執行者は、競争入札又は随意契約を行うときは、第2条の規定により決定された評価額を参考にして予定価格を決定し、その価格を記載した書面を封書にしておかなければならない。この場合において、予定価格は消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等相当額」という。）を含む総額で算出し、あわせて消費税等相当額を除いた価格も当該書面に記載する。

（条件付き一般競争入札の執行）

第8条 知事又はその委任を受けた者（以下「入札執行者」という。）は、県有林の林産物について条件付き一般競争入札を執行するときは、入札執行日の前日から起算して10日前までに次の各号に掲げる事項について、ホームページその他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合は、その期間を5日前までに短縮することができる。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者の必要な資格に関する事項

(3) 入札に参加する資格のない者が行った入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする旨

(4) 現地説明会の開催場所及び日時

(5) 入札執行の場所及び日時

(6) 入札保証金に関する事項

(7) 落札者の決定方法

(8) 前各号のほか必要な事項

2 入札執行者は、入札の執行前に、当該物件の所在地において現地説明会を開催し、物件に関する概要や注意事項の説明を行わなければならない。

3 入札執行者は、入札の執行に当たっては、入札参加資格を有し、現地説明会に参加した者から入札書を徴し、予定価格を越え、かつ、最高の価格をもって入札書を提出した者と契約を締結するものとする。

4 入札執行者は、条件付き一般競争入札を実施した場合において、当該入札が不調となったときは、再入札を2回まで行うことができる。ただし、再入札を2回行っても落札者が決定しない場合は、第13条に定める見積合せに移行するものとする。

（指名競争入札の執行）

第9条 入札執行者は、指名競争入札を実施する場合は、名簿に登載されている者のうちから、指名委員会において5者以上入札に参加させる者（以下「指名業者」という。）を決定する。この場合において、入札執行者は、当該指名業者に対し現地説明会や入札の場所、その日時及びその他入札について必要な事項を通知しなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。

この場合において、これらの規定中の「条件付き一般競争入札」は「指名競争入札」と読み替えるほか、前条第3項において「入札参加資格を有し」とあるのは「指名業者として」と読み替えるものとする。

(指名競争入札の辞退)

第10条 前条の規定により通知を受けた指名業者は、都合により入札に参加できないときは、入札辞退届(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(入札保証金の免除)

第11条 契約執行者は、宮城県県有林林産物売払競争入札参加資格者名簿に登載された入札参加資格者が契約を締結しないおそれがないと認めるときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(入札の延期)

第12条 入札執行者は、天災等のやむを得ない事情が発生したとき、又は適正に入札が行われないと認めたときは、入札を延期し、又は中止することができる。

(随意契約の実施)

第13条 入札執行者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2に該当する場合、又は予定価格が財務規則第107条の3第4号に定める随意契約ができる限度額以下の場合は、随意契約を行うことができるものとする。

2 前項の規定により随意契約を行う場合においては、その実施に当たって、入札参加資格の有無にかかわらず、指名委員会において指名された2者以上の者から見積書を徴し、予定価格を超え、かつ、最高の価格をもって見積書を提出した者と契約を締結するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1者から見積書を徴することができる。

- (1) 入札が不調となった場合で、随意契約を行うとき。
- (2) 1者から見積書を徴することが有利と認められるとき。
- (3) 2者以上から見積書を徴しても、同一金額となると見込まれるとき。
- (4) 契約の相手方が特定の者に限定されるとき。

3 入札執行者は、見積合せを行う場合においては、落札者を決定するまで、又は見積書の提出を求めた者から辞退の申出があるまでこれを行うものとする。

(契約保証金)

第14条 契約執行者は、当該契約の相手方に対し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約不履行となるおそれがないと認められるとき。
- (2) 随意契約を締結する場合において、契約金額が財務規則第114条第4号に定める随意契約ができる限度額未満であり、かつ、契約不履行となるおそれがないと認められるとき。
- (3) 法令の規定により延納の特約が認められる場合において、確実な担保が提供された

とき。

- (4) 売払代金が納入期限までに納付されると認められるとき。
- (5) 国、地方公共団体又は公共的団体と契約を締結するとき。
- (6) 前各号に定める場合のほか、契約の履行が確実であると認められ、契約執行者が適正と認めるとき。

(契約書の作成)

第 15 条 契約執行者は、条件付き一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約若しくはせり売りにより相手方を決定したときは、売払対象が立木である場合には、遅滞なく県有林立木売買契約書（様式第 8 号）を作成し、契約を締結しなければならない。ただし、売払対象が立木以外の林産物である場合は、この限りでない。

2 前項に規定する「遅滞なく」の期間については、「財務規則の運用について（運用通知）」第 111 条関係に定める期間とする。

3 前項の期間内に契約を締結しない場合には、契約執行者は、同運用通知第 102 条関係第 1 項(3)の規定を適用するものとする。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第 16 条 契約執行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 競争入札による契約又は随意契約であって、かつ、契約金額が財務規則第 112 条第 1 号に定める金額未満のもの。ただし、特約を付するものを除く。
- (2) せり売りに付するとき。

(請書の徴収)

第 17 条 契約執行者は、前条の規定により契約書の作成を省略したときは、契約の適正な履行を確保するため請書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合においては請書を省略することができる。

- (1) 財務規則第 117 条に定める契約金額未満の契約をするとき。
- (2) 契約執行者がその必要がないと認めるとき。

(契約保証金の還付)

第 18 条 契約執行者は、第 14 条に基づき、契約保証金の納付があった場合、契約の相手方が契約を履行した後に契約保証金を還付するものとする。

(契約の変更)

第 19 条 契約執行者は、契約を変更、又は解約をしようとするときは、契約の相手方と事前に協議しなければならない。

2 契約執行者は、前項の規定により契約を変更したときは、変更契約書又は変更請書を作成しなければならない。ただし、請書の徴収を省略した契約を変更する場合にあっては、この限りでない。

(物件の引渡し)

第 20 条 契約執行者は、売払代金の納付後 20 日以内に、契約の相手方の立会いの下、当該物件の所在地において、売払物件を引渡さなければならない。

2 前項の期間には土曜日、日曜日及び祝日を含むものとし、当該期間の末日がこれらの

日に当たるときは、その翌営業日をもって期限とする。

- 3 残雪又は災害その他やむを得ない事由により、当該物件の所在地において引渡しを行うことが困難である場合には、前項の期間内において、他の適当な場所において引渡しを行うことができる。この場合において、契約執行者は、後日、当該物件の所在地について案内を行うものとする。

(売払代金の延納)

第 21 条 売払代金を一時に納付することが困難なため延納の特約をしようとする者は、公有財産規則（昭和 39 年規則第 8 号）第 51 条（延納）の規定により知事に買受等代金延納申請書を提出しなければならない。

(県有林林産物受領書等)

第 22 条 契約の相手方は、売払物件を受領したときは、県有林林産物受領書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

(伐採搬出期限の設定基準)

第 23 条 契約書に定める伐採搬出期限は、原則として次に掲げる期間とする。

- (1) 契約面積が 5 ha 未満のときは、契約締結の日から 2 年以内。
- (2) 契約面積が 5 ha 以上 10ha 未満のときは、契約締結の日から 3 年以内。
- (3) 契約面積が 10ha 以上 15ha 未満のときは、契約締結の日から 4 年以内。
- (4) 契約面積が 15ha 以上のときは、契約締結の日から 5 年以内。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の期間に、当該各号につき 1 年以内の期間を加算することができる。ただし、加算後の期間は契約締結の日から 5 年を限度とする。

- (1) 物件所在箇所が豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 1 項に定める豪雪地帯、又は同条第 2 項に定める特別豪雪地帯に該当する場合。

【宮城県内の豪雪地帯】

- ・仙台市（合併前の宮城町、秋保町のみ）
- ・大崎市（合併前の古川市、岩出山町（豪雪地帯）のみ）
- ・白石市
- ・栗原市（合併前の築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村のみ）
- ・蔵王町
- ・七ヶ宿町
- ・川崎町
- ・加美町（合併前の小野田町、宮崎町のみ）

【宮城県内の特別豪雪地帯】

- ・大崎市（合併前の鳴子町のみ）

- (2) 木材流通が停滞し、木材市況が悪化している場合。
- (3) 隣接物件や関係者調整を伴う場合。
- (4) 入札を行ったが不調となった物件である場合。
- (5) その他、県がやむを得ないと判断した場合。

- 3 前項の場合において、該当する事由が複数あるときは、事由ごとに 1 年以内の範囲で

期間を加算することができる。ただし、加算後の期間は契約締結の日から5年を限度とする。

（伐採搬出期限の延長）

第24条 契約の相手方は、契約書に定める伐採搬出期限を超えるおそれがある場合は、速やかに契約執行者と協議の上、搬出期限延長申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、提出された搬出期限延長申請書を確認し、次号のいずれかに該当する場合は、伐採搬出期限の延長を認めるものとする。

（1） 気象災害等により契約の相手方の責めに帰することができない理由により、伐採搬出を完了することができないことが明らかな場合。

（2） 当該物件の購入後において、木材市況の悪化に伴い、合板工場等における素材の受入れが制限又は停止されていた場合。

（3） その他、知事がやむを得ないと認める場合。

3 当該物件の所在地が県行造林地である場合においては、知事は地上権設定の契約期間を確認し、当該期間の範囲内において伐採搬出期限の延長を行うものとする。

なお、地上権設定の期間満了が迫り、地上権設定の契約期間の延長が必要となる場合には、地上権設定の契約者に確認の上、その承諾を得て地上権設定の契約期間を延長した後、当該物件の伐採搬出期限の延長を行うものとする。

（伐採計画書の提出及び情報提供）

第25条 契約の相手方は、当該物件について、契約締結の日から6か月以内に、伐採計画書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、当該物件の所在地が県行造林地である場合、地上権設定契約の相手方から、返地の予定地又は時期について照会があったときは、必要に応じて当該情報を提供することができる。

（搬入出路使用計画書の提出及び情報提供）

第26条 契約の相手方は、当該物件について、契約締結の日から6か月以内に、搬入出路使用計画書（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、当該物件の所在地が県行造林地であり、かつ、隣接する県行造林地が存在し、同一の搬入出路を継続して使用する場合において、前条第2項に定める返地計画を地上権設定契約の相手方へ提供する際に、継続して利用する搬入出路について説明しなければならない。

（事前現地確認の実施）

第27条 契約の相手方は、次条第3項に定める買受物件搬出完了届（様式第13号）又は第29条第6項に定める部分完了届（様式第14号）を提出しようとするときは、当該届出に先立ち、知事による事前現地確認を受けなければならない。

2 知事は、事前現地確認を実施した結果、不適切な作業が行われている箇所を確認したときは、手直し依頼書（様式第15号）を作成し、契約の相手方に必要な対応を求めることができる。

3 契約の相手方は、前項の規定により手直し依頼書による対応を求められたときは、現地において必要な対応を行い、手直し依頼書に記載された報告期限までに、対応報告書

(様式第 16 号) を知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、前項の対応報告書の提出を受けたときは、手直し依頼書に記載した内容が適切に履行されているかを確認しなければならない。この場合において、当該内容が適切に履行されていないと認めるときは、知事は、改めて手直し依頼書を作成し、契約の相手方に必要な対応を求めることができる。
- 5 知事は、事前現地確認により適切な作業が行われていることを確認したとき、又は手直し依頼書に記載した内容が適切に履行されていることを確認したときは、契約の相手方に対し、事前現地確認が完了した旨を連絡するものとする。

(契約完了の手続)

第 28 条 契約の相手方は、現地説明会において説明を受けた境界表示内の範囲及び契約書別添区域図の着色部分（以下「売払区域」という。）の伐採がおおむね 8 割に達した時点で、知事にその状況を報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、速やかに前条に定める事前現地確認を実施しなければならない。
- 3 契約の相手方は、伐採及び搬出が終了したときは、前条第 5 項の連絡を受けた後、買受物件搬出完了届を知事に提出しなければならない。ただし、仮設物の撤去、復旧その他やむを得ない事情により提出に時間を要する場合であって、あらかじめ知事に提出予定日を報告し、その承諾を得たときは、この限りでない。
- 4 知事は、買受物件搬出完了届の提出を受けたときは、速やかに伐採照査を実施し、伐採照査調書（様式第 17 号）により完了を確認しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、知事は、前条第 5 項に定める連絡を行うまで、契約の相手方から買受物件搬出完了届の提出を受けることはできない。

(部分的な契約完了の手続)

第 29 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の相手方に対し、部分完了届の提出を求めることができる。

- (1) 当該物件の売払区域が普通林又は指定施業要件に伐採方法の定めのない保安林であり、かつ、契約範囲における伐採面積が 20ha 以上となる場合。
 - (2) 当該物件の売払区域が保安林であり、かつ、指定施業要件に定める伐採面積以上の伐採を行う場合。
 - (3) 当該物件の売払区域が県行造林地であり、かつ、地上権設定契約の相手方から再造林等のため早期返地を求められている場合。
 - (4) その他、知事が必要と認める場合。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該物件の売払区域が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、部分完了届の提出を求めず、前条に定める手続きにより契約完了の確認を行う。
 - (1) 当該物件の売払区域における伐採及び搬出作業が年度内に完了する見込みである場合。
 - (2) その他、知事が部分伐採照査の実施が不適当と認める場合。
 - 3 知事は、第 1 項の規定により部分完了届の提出を求める場合は、提出期限の 2 か月前までに、契約の相手方にその旨を通知しなければならない。

- 4 契約の相手方は、前項の通知を受けたときは、現地において売払区域のうち伐採済みの範囲を確認できるよう、当該範囲の外縁等に標示テープその他の標示物を設置し、その設置位置を記録した資料又は座標データを、通知に記載された期日までに知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、前項の位置情報の提出を受けたときは、速やかに第 27 条に定める事前現地確認を実施しなければならない。
- 6 契約の相手方は、第 27 条第 5 項に定める連絡を受けたときは、速やかに部分完了届を知事に提出しなければならない。
- 7 知事は、部分完了届の提出を受けたときは、速やかに部分伐採照査を実施し、部分伐採照査調書（様式第 16 号）により部分完了を確認しなければならない。

（雑則）

第 30 条 この要領に定めるもののほか、県有林林産物売払実施要領の取扱いに関して必要な事項は、森林整備課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。